

7 商流第 1 4 6 9 号
令和 7 年 1 1 月 1 0 日

一般社団法人愛知県計量連合会
会 長 鷺 山 達 也 様

愛知県経済産業局長

特定計量器の修理事業における計量法の遵守について（通知）

計量行政の推進につきまして、日頃から格別の御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、埼玉県内、岐阜県内等において、検定証印等が付されている特定計量器の修理に関し、計量法第 4 9 条第 1 項に規定されている検定証印等の除去がなされていなかった事案が確認されました。

また、大阪府内、福岡県内等において、必要な修理事業の届出がなされていなかった事案も確認されています。

貴連合会におかれましては、日頃から質量計の定期検査等を通じ、適正な計量の実施にご尽力いただいているところですが、今般の事案の発生を機に、改めて会員事業者等に計量法令が遵守されますよう、周知・啓発等の御対応をよろしくお願いします。

担 当	中小企業部商業流通課 計量指導・検査グループ 愛知県計量センター内
電 話	0 5 2 - 6 0 3 - 6 3 0 0
ファックス	0 5 2 - 6 0 3 - 1 3 9 6
電子メール	keiryo-center@pref.aichi.lg.jp
郵便番号	4 7 6 - 0 0 0 1
住 所	東海市南柴田町ロノ割 9 5 番地 2 4